

山口税務署からのお知らせ 回 覧

令和5年6月30日からの 大雨で被害を受けられた方へ

標題の大雨により被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。

この災害により住宅や家財等に被害を受けられた方は、確定申告で雑損控除等の適用を受けることにより、所得税や市民税・県民税の全部又は一部が軽減・免除される場合があります。

山口税務署では令和5年分の確定申告に向け、雑損控除のご相談をされる方のみを対象とした相談会を下記のとおり実施しますので、希望される方はご来場ください。

雑損控除等の相談会のご案内

会 場	山口地方合同庁舎1号館1階共用第一会議室
住 所	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
開 催 期 間 ※	令和6年1月25日（木）～1月31日（水）【土日を除く】
受 付 時 間	午前9時～午後4時まで（相談時間は午後5時まで）
※	2月1日（木）から2月15日（木）の期間は、「山口地方合同庁舎1号館1階共用第一会議室」で入場整理券（当日分のみ）を配付の上、還付申告の申告相談を受け付けています。
※	2月16日（金）から3月15日（金）の期間は、「中市コミュニティホール（Nac）1階」で入場整理券（当日分及びLINEによる事前発行）を配付の上、申告相談を受け付けています。
※	雑損控除の相談は、120分程度の時間を要する場合がありますので、可能な限り今回の「雑損控除等の相談会」をご利用ください。（申告書の提出も可能です。）

持 参 書 類

1	り災証明書
2	被害を受けた家屋等の内容、取得時期、取得価額等がわかるもの（家屋等…家屋、土地、家財、車両などが該当します。）
3	被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用など被害に関連して支出した費用の明細がわかるものとその領収証
4	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合、その金額がわかるもの（まだ受け取ってない場合は見込み金額がわかるもの） ※ 損失額より受け取った保険金が多い場合、雑損控除の適用はできませんので来場前にご確認ください。
5	令和5年分の所得金額や所得控除が分かるもの（給与や年金の源泉徴収票、青色申告決算書、収支内訳書、社会保険料のわかる書類など）

お問い合わせ先：山口税務署 個人課税第一部門 083-966-1047（直通）